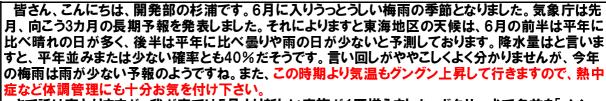


石橋レポ 第8号

発行日: 平成27年6月1日(隔月1日発行)



杉浦のつぶやき





さて話は変わりますが、我が家では5月より新しい家族が1匹増えました。ボクサー犬で名前を「メイ シー」と言います。生後2か月のためまだまだやんちゃですが、非常に賢い犬種のため、しつけもしやすく 元気一杯です。散歩デビューはまだしばらく先になりますが、犬は地面との距離が近いため、地熱を受け やすく注意が必要です。ワンちゃんを飼ってらっしゃるご家庭では、朝夕の涼しい時間帯に散歩させるな ど、犬の熱中症などにも十分お気を付け下さい。

ご存知ですか?

危険な空家は強 制的に取り壊さ れる法律が施行 されたことを!!

放置しておくと倒壊したり、衛生上問題があったりする危険な空き家の所有者に市町村が撤去勧告や 命令などを出すことができる「空き家対策特別措置法」が5月26日に全面施行されました。人口減少で 空き家が増加している中、所有者には家屋の適切な管理、国や自治体には移住対策といった空き家の 有効活用がそれぞれ求められます。

総務省の調査では、全国の空き家総数は2013年時点で820万戸。うち賃貸や売却の対象外の居住 者のいない住宅は318万戸で10年前の1.5倍に増えています。

この法律はで市町村に立ち入り調査権を付与し、危険と判断すれば「特定空き家」に認定し、所有者 に修繕や撤去を勧告、命令することができます。国土交通省の判断の目安として、「<mark>建物が著しく傾いて</mark> いる」「屋根や外壁に脱落、飛散の恐れがある」「ごみの放置などで多数のネズミやハエなどが発生して いる」などを挙げています。

本来であればこのような状態になる前に、何とかしなければなかったことは言うまでもありませんが、所 有者側にもそれなりの事情があってのことだと思います。解体するためには解体費用がかかりますし、解 体後には土地の固定資産税が最大6倍になることも解体に踏み切れない要因だったかもしれません。 自治体によっては解体費用を補助するところもあるようですが、数は少なく十分とは言えません。

所有者側にはデメリットばかりが目立つ制度ではありますので、今回の制度をもっと推進させるために は、ただ危険だから壊せと言うだけでなく、解体後の活用や売却などの出口戦略を検討し解体すること によるメリットを提示することが重要だと思います。しかしながら地方や高齢化が進んだ地域では出口戦 略も難しいと言わざるを得ません。土地の問題は解決までに時間がかかるケースも多くありますので、早 目の対策が重要です。空家を所有されている方、また、将来所有する可能性のある方は、この機会に将 来について検討されてみては如何でしょうか。

ちょっと一息 頭の体操

<前号の答え>



<<u>数独</u>のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
- 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3の `ロック内に同じ数字が複数入ってはいけない ルールは以上です。簡単ですよね。

でもやってみると意外に難しいですよ。

正解は次号にてお知らせします。

<問8>

	6			9				8
5			4					9
			1				2	
		3				9	5	
	5	1		2		4	7	
	2					1		
	4				1			
6					5			7
7				8			9	

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地 TEL: 0566-42-8181 FAX:0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

● 営業内容

•土木工事

•建築工事

・建設用資材の納入販売

· 造園工事

•宅地建物取引業

・重機械の施工

•舗装工事

・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

ホームページ: 石橋建設興業 | 検索

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237/ 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035